

28港第757号  
北九港港港第680号  
平成28年8月26日

国土交通省 九州地方整備局長 殿

福岡県知事 小川 洋



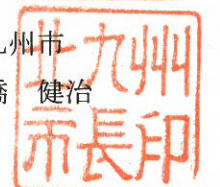
苅田港港湾管理者 福岡県  
代表者 福岡県知事 小川 洋



北九州市長 北橋 健治



北九州港港湾管理者 北九州市  
代表者 北九州市長 北橋 健治



新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業に係る  
環境影響評価書に対する意見について

平成28年5月31日付け国九整広計第5号で送付のあった環境影響評価書について、  
環境影響評価法第24条の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べ  
ます。

(別 添)

新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業に係る  
環境影響評価書について

本事業は、福岡県北九州市及び苅田町地先海域において、航路の整備に伴い発生する浚渫土砂を埋立てるために、約 250ha の土砂処分場を新たに設けるものである。

対象事業実施区域及びその周辺海域は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）に定める瀬戸内海に位置しており、水質に関する環境基準が未達成であること、また近隣に重要な干潟である曾根干潟が位置していることから、本事業の実施による潮流・水質・海底環境等の海域環境への影響が懸念される。

また、土砂処分場の設置は、護岸工事及び埋立工事により行われるが、護岸工事について床掘置換工法、埋立工事についてダンピングポケットにおける一部浚渫土砂の仮置きが計画されている。

これらを踏まえ、本事業による環境影響を回避・低減させるよう、以下の措置を適切に講ずるよう意見を述べる。

なお、本意見は環境大臣の助言を受けて取りまとめたものである。

1. 曾根干潟における地形・地質、動物及び植物に係る事後調査並びに対象事業実施区域周辺における水質、地形・地質、動物及び植物並びに曾根干潟における地形・地質、動物及び植物に係る環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
2. 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
3. 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
4. 床掘置換工法により発生する浚渫土砂を受け入れるため、埋立地が拡大されるとともに、後期ダンピングポケットの設置により海底の改変や、ダンピ

ングポケットを囲む仮護岸の設置が計画されていることから、これら工法による海域環境の追加的な改変が懸念される。

そのため、これら工法を再検討し、海域環境の改変を最小限にすること。

5. 対象事業実施区域を含む海域は、過去多くの埋立てが行われてきた結果、既に大きな環境変化が生じている海域であり、瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について（答申）（昭和49年5月9日瀬環審第12号）に沿って埋立てを厳に抑制すべき海面内に位置していることから、十分な配慮が必要である。

このため、周辺海域で発生する浚渫土砂の処理について、瀬戸内海環境保全特別措置法を遵守し、瀬戸内海の埋立てが厳に抑制されることとなるよう、長期的、総合的な観点から浚渫土砂量の低減、広域的な視点も含めた有効活用及びそれらの技術開発の促進の検討をさらに進め、できる限り早期に具体的措置を講ずるとともに、瀬戸内海における新たな埋立ては可能な限り回避するとともに、将来にわたり埋立処分量を可能な限り削減するよう努めること。

なお、海域での有効利用に当たっては、船舶からの廃棄物の排出を規制する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）を遵守するとともに、海洋汚染防止法の施行について（通達）（昭和47年9月6日官安第289号）を参考にすること。